

会員各位

(社)神奈川県病院薬剤師会 会長 加賀谷 肇

(社)神奈川県病院薬剤師会 副会長 佐藤 透

同 法人化準備特別委員会 委員長 田村 英樹

法人化準備特別委員会からのお知らせ

現在、公益法人制度改革（法改正）によって公益法人格を持っている団体（神奈川県病院薬剤師会）は、平成25年11月末までに、新制度の一般法人または公益法人への移行を義務付けられています。神奈川県病院薬剤師会も公益法人ですので期日までに移行を行わなければなりません。そのため、当会では法人化準備特別委員会を設置し準備を行っておりますので、準備や制度の内容についてお知らせいたします。

・新公益法人制度について

役割を終えている法人の廃止(隠れみの団体も含む)や、法人の官の関与を減らすことによる天下り問題の解消などさまざまな問題を解決するため、制度改革が行われました。公益認定の判断を民間の有識者に委譲したり、法人にさまざまな制約が設けられ厳しく監督されることで、公益性が国民に担保されることとなります。新制度では、既存の公益法人（社団・財団法人）は移行期間の間に、新基準に適合した定款改訂や、会計方法の変更を行い、新制度の一般法人又は公益法人へのいずれかに移行申請を行います。これが認められない場合や、移行を行わなかった場合には、平成25年11月30日で解散したものとみなされてしまいます（法人としての解散）。また、今後の話ではありますが、一度公益法人に認定された場合は、条件が合わないからといって一般法人への後戻りはできず、解散となります。逆に言うと、一般法人から状況をみて公益法人への移行はいつでも可能です。

・一般社団法人と公益社団法人の違い

新制度で誕生する「一般社団法人」は、従来までの社団法人（旧公益法人）とは違い、必ずしも公益を目的としなくてもよいという新制度です。つまり、会員（社員）の利益を追求する「共益」であってもいいという特徴があります。更に、官庁の監督から離れる為「登記」だけで簡便に設立が出来るようになりました。ただ、株式会社などの営利法人ではないため、剰余金の分配は出来ません。一方、公益法人とは、「公益法人」という名称を独占して名乗ることが出来るようになります。そのため、社会的認知度が高くなります。また、団体に寄付をする側にも寄付金優遇制度が適用され、寄付を財源とする団体にとって非常に有利となります。しかしながら、公益認定（公益性）を維持する必要があるため、事業費の50%以上を公益事業に用いる必要があり、常に行政の監督下に置かれることとなります。さらに、毎年度 会計に関する報告書類を行政庁に提出したり、国民に開示します。主な違いを下記に示します。

・一般社団法人と公益社団法人の比較

項目	【一般社団法人】	【公益社団法人】
事業目的	公益・収益	指定された公益事業 50%以上と収益事業
理事数	2人以上	3人以上（理事会必置の為）
監事数	1人以上（理事会設置の場合）	1人以上（理事会必置の為）
監督	なし	都道府県又は内閣府
許認可等	無	公益認定
社会的信頼度	特段無し	高い
認定・認可までの期間	1か月以内	認定に相当期間（3ヶ月以上）
課税対象	課税・非課税（現在と同じ）	原則非課税
税率	会社と同じ	会社と同じ
寄附金優遇	課税・非課税で2分	あり
情報開示	会員、債権者への開示のみ	広く一般に閲覧、提示、公開
その他行政への報告	無	毎年度有

・当会の方針

今年度から法人化準備特別委員会を設け、公益社団法人への移行も考慮し、新制度に合わせた、事業区分や定款・細則、会計方法の見直しなどを行い、素案を作成しているところです。

・移行計画（現段階の予定）

平成 22 年 10 月～：移行法人格の決定 総会承認 申請書類作成等

平成 23 年 4 月以降（23 年度中）：申請 認可（認定） 登記 新法人体制

・公益法人改革の詳細

詳しくは内閣府HPを参照してください。<http://www.cao.go.jp/>の中から、「内閣府の施策」 その他の欄で「公益認定等委員会」をクリックすると、全国の認定状況やQ & Aがご覧いただけます。

以上、会員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。